

香川県条例第15号

香川県立病院事業の設置等に関する条例及び水道用水供給事業、工業用水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
(香川県立病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 香川県立病院事業の設置等に関する条例(昭和41年香川県条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料及び手数料) 第5条 略</p> <p>(利益の処分) 第6条 <u>毎事業年度生じた利益の処分は、法第32条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定によりその利益をもって前事業年度から繰り越した欠損金を埋め、なお残額があるときは、その残額の20分の1を下らない金額(企業債の額から既に積み立てた減債積立金の積立額を控除した額がその残額の20分の1に満たない場合にあつては、その額)を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てる方法により行うものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定によるほか、同項の規定により減債積立金を積み立て、なお利益に残額があるときは、その残額の全部又は一部を利益積立金として積み立てる方法により行うことができる。</u></p> <p>3 <u>第1項の減債積立金は、企業債の償還に充てるために積み立てるものとする。</u></p> <p>4 <u>第2項の利益積立金は、欠損金を埋めるために積み立てるものとする。</u></p> <p>(資本剰余金の処分) 第7条 <u>毎事業年度生じた資本剰余金の処分は、法第32条第3項の規定に基づき、資本剰余金に整理すべき資金的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件(以下「補助金等」という。)をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額(物件にあつては、その適正な見積価額をいう。)を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが</u></p>	<p>(使用料及び手数料) 第5条 略</p>

滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該損失を埋めるために取り崩す方法により行うものとする。

(重要な資産の取得及び処分)

第8条 略

第9条～第13条 略

(重要な資産の取得及び処分)

第6条 略

第7条～第11条 略

(水道用水供給事業、工業用水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 水道用水供給事業、工業用水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例（昭和43年香川県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>(利益の処分)</p> <p><u>第4条 毎事業年度生じた利益の処分は、法第32条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定によりその利益をもって前事業年度から繰り越した欠損金を埋め、なお残額があるときは、その残額の20分の1を下らない金額（企業債の額から既に積み立てた減債積立金の積立額を控除した額がその残額の20分の1に満たない場合にあつては、その額）を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てる方法により行うものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定によるほか、同項の規定により減債積立金を積み立て、なお利益に残額があるときは、その残額の全部又は一部を利益積立金として積み立てる方法により行うことができる。</u></p> <p><u>3 第1項の減債積立金は、企業債の償還に充てるために積み立てるものとする。</u></p> <p><u>4 第2項の利益積立金は、欠損金を埋めるために積み立てるものとする。</u></p> <p>(資本剰余金の処分)</p> <p>第5条 毎事業年度生じた資本剰余金の処分は、法第32条第3項の規定に基づき、資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 略</p>

金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあつては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うものうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該損失を埋めるために取り崩す方法により行うものとする。

（重要な資産の取得及び処分）

第6条 略

第7条～第10条 略

（重要な資産の取得及び処分）

第4条 略

第5条～第8条 略

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。